

川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和2年12月28日(月)～令和3年2月1日(月)
- 2 意見提出人数 : 6人
- 3 意見提出件数 : 36件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見
については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～Fのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	全体	<p>◇法改正の趣旨、ポイントについて</p> <p>介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステム、社会参加、介護予防、生活支援、地域支援、住民主体の地域づくり、地域資源開発、ネットワーク化などが重要なポイントとして挙げられます。また、社会福祉法の改正では「地域共生社会づくりの実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備」の実現のために地域住民の福祉活動への参加促進の環境整備が必要とされ、支援を必要とされる人が地域とつながり、また居場所をつくること、そして地域住民相互の見守りや支え合いの重要性が言われています。</p> <p>こうした中で、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画においても、地域支援、住民参加、住民主体の地域福祉活動の推進、ボランティアやNPO、民間企業などの参加によって生活支援体制を整備していくこと。そして制度施策、関係機関、専門職と地域福祉団体、ボランティアやNPO等と連携・協働して行くことが強く求められています。</p>	<p>本計画では、「全ての人々が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、地域の実情に応じた支えあいの仕組みや多様な主体との連携による生活支援サービス等の創出などを通じ、地域全体で高齢者の暮らしと健康を支える体制づくりを推進することとしています。</p>	B-1
2	全体	<p>◇川西市の地域福祉推進における強み・財産について</p> <p>本市では40年以上も前から市社協が推進してきた住民主体の地区福祉委員会を中心とした地域福祉活動が熱心に取り組まれてきました。また、市が提唱推進してきたコミュニティづくりも同じように40年以上も前から概ね小学校区毎に取り組まれてきました。</p> <p>平成27年に条例化された“地域分権制度”もこうした地域活動の基盤があって成り立つものでした。こうした住民主体の地域・福祉活動は、様々な課題を抱えつつも現在まで綿々と受け継がれ発展・進化しながら続いています。こうして蓄積された地域活動・地域の福祉力は川西市にとっての大きな財産であり強みでもあります。</p>	<p>長年培ってきた住民主体の地域福祉活動やまちづくりの取り組みは、社会の変遷に適応しながら今なお進化を続けています。この大きな財産と強みを活かしながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。</p>	B-2

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
3	全体	<p>◇地域福祉推進の強み・財産を有効に活かした「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画」づくりへの期待とお願い</p> <p>・上記2つの計画案をつぶさに読ませていただきました。計画案策定までには、大変なご苦勞があったことと推察いたします。ところで、平成27年に介護保険制度が改正され「新総合事業」や「生活支援体制整備事業」が打ち出されて以降の計画指針に照らして見た時にこれで本当に十分だろうか？と疑問に思いました。それは、“社会参加による介護予防の推進”や“地域でつながり支え合う活動”また、“住み慣れた地域で自分らしく暮らす”ことのできる『地域共生社会の実現』のためには、地域住民、地域の福祉推進組織としっかりと連携して取り組まなければ実現できない目標だからです。しかし、悲しいことに計画案では、その点が十分に反映されているとは受け取れません。これからの計画は、平成27年以前のパターンの計画を脱皮する必要があると思います。せっかく良い調査をされていても、今ある地域の福祉推進組織としっかりと協働した「地域共生社会づくり」を計画に落とし込まなければ、今回の計画策定の趣旨にそぐわないことにもなり、また、川西市の強みを活かさないことになります。そのことは、地域で日々懸命に活動されている人達と行政や関係機関、専門職の人達と「一緒に力を合わせて川西の福祉を良くしていこう。」と言うことにならないのではないのでしょうか？</p> <p>・これからの計画づくりには、行政の制度・施策、関係機関の事業だけを取り上げて現状分析し、課題を明らかにしても、また、方策や計画づくりをしても地域福祉組織・住民がしっかりと噛み合った方策・計画にならなければ、立派なスローガンや福祉目標も実現は無理ではないのでしょうか？是非、川西の強みである地区福祉委員会、地域の福祉力を活かしてほしいのです。この計画案では、残念ながら市の施策、福祉関係機関の事業、専門職の取り組みだけで行おうとしているとしか受け取られません。もっと視野を広げて住民も民間も協力して取り組める計画にさせていただきたいと切に願います。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、第4章「施策の展開」、基本目標2「地域でつながり支えあう」、「(1)地域課題を踏まえた生活支援体制の整備」、「①支えあいの地域づくり」、「・生活支援コーディネーターの配置」において、地区福祉委員会などとの連携・協働の視点について追記します。</p>	B-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
4	全体	<p>全体的に抽象的で具体性に欠けた事業計画(案)だと思います。 基本目標1～5は地域の課題を把握している地区福祉委員会との連携・協働の視点が感じられません。 14地区福祉委員会は社協と連携して地域の問題解決に向けて取り組んでいます。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、第4章「施策の展開」、基本目標2「地域でつながり支えあう」、「(2)地域課題を踏まえた生活支援体制の整備」、「①支えあいの地域づくり」、「・生活支援コーディネーターの配置」において、地区福祉委員会などとの連携・協働の視点について追記します。</p>	D-1
5	全体	<p>本計画が「第5期川西市地域福祉計画」(2018年～2022年)のうち、高齢者福祉や介護に関する分野別計画であることからすれば理念・方向性など理解できます。 唯、今回14地区福祉委員会に行ったアンケートと意見交換した結果を反映した記載があればよかったと思います。</p>	<p>関係団体等意向調査でいただいたご意見等を踏まえ、本計画では、「第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名ずつ配置することをめざし、段階的に増員を進め、」と記載しております。</p>	E-1
6	全体	<p>パブリックコメント用に発表された143ページに亘る資料には、計画の基本理念・展開・介護保険事業の基盤整備等が網羅され、良く纏められているが、全体的に抽象的で具体性に欠けている。 第8期ともなれば、計画達成に向け、地域でともに取り組みを進められるよう、内容が分かり易く、見え易い、明確な目標値を掲げられたい。その上で、具体的な協力体制の構築を図る等により、地域福祉の向上を目指されたい。</p>	<p>高齢者支援に係る課題の解決に向けた取り組みは、概ね小学校区ごとに組織されている第2層協議体や市域全体に共通する課題を取り扱う第1層協議体において協議を重ねながら、それぞれの地域の実情に即したプロセスや手法で進めていくべきものと考えておりますので、本計画において一律に目標値を掲げることは行っておりません。</p>	F-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
7	全体	<p>◎見出しの計画策定に対する地区福祉委員会としての取り組みは下記のとおり</p> <p>1. 14ブロックの地区福祉委員会に対する市社協による意見聴取 テーマ①高齢者の社会参加や生き甲斐づくり ②介護予防の取り組み ③保健・医療・健康 ④生活支援・福祉サービス ⑤その他</p> <p>2. 社協理事（4名）及び社協担当（5名）による14地区福祉委員会からの意向のまとめ</p> <p>3. 介護保険事業計画への反映について市福祉部長はじめ行政当局に市社協幹部及び理事4名とともに要望</p> <p>◎昨年8月から約半年間に亘り意見集約に関わってきたが、今後、発表された介護保険事業計画（案）を議題にするなど、市当局・市社協と地区福祉委員会との“ざっくばらん”な情報交換の場の継続を望みたい。信頼関係の構築で施策推進などへの役割が期待できる。</p>	<p>定期的開催される地区福祉委員会連絡会での情報交換や意見交換に加え、市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて協議を行う場を設けてまいります。</p>	F-2
8	全体	<p>今回の「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」には、地区福祉委員会が従来からきめ細かく取り組んでいる活動そのものが、介護予防や地域力アップへの効果や、貢献そのものであることへの評価や認識が欠如している。地域との協働がなければ真の意味での充実、レベルアップは望めないため、行政・社協・地域福祉との連携の早急な具体化を図りたい。</p>	<p>高齢者の地域生活を支える「生活支援体制の整備」においては、地域との連携が不可欠です。高齢者の生活基盤である「地域」、その福祉を推進する団体である「川西市社会福祉協議会」、そして市域全体の取り組みを進める「行政」などの連携により、協議体や福祉ネットワーク会議を通じて、地域住民とともに取り組みを進めていきます。</p>	F-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
9	【24ページ】 第2章 川西市の高齢者 を取り巻く現状 4. 各種調査結果から見た 現状	○調査結果データーの希望・・特に「サロン活動の状況」と「助け合いの状況」。	本計画策定にあたって実施した各種調査の結果については、別途、アンケート結果報告書として取りまとめ、公表する予定です。	B-4
10	【33ページ】 第2章 川西市の高齢者 を取り巻く現状 4. 各種調査結果から見た 現状 (1) 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査の結果	<p><各調査などデーターについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いく種類もの調査、大変な作業であったとお察しします。現在の川西市・住民のそして各地域の実情を知るうえで大変貴重なデーターです。今後の地域福祉活動を推進する上でとても参考になります。 <p>◇気になる点</p> <p>○33P・・・会・グループ等への参加状況</p> <p>①介護予防のための通いの場について・・・設問の仕方によっても答え方が異なってくるかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通いの場」の例示で、各地区で開催されている「サロンやカフェなど」があれば良かったなと思えます。 	<p>実際に送付した調査票では、⑤の選択肢を『「きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>「いきいき元気倶楽部」「認知症予防教室」や地域住民が開催するカフェやサロンなど介護予防のための通いの場』としております。</p> <p>33ページのグラフの欄外に「⑤介護予防のための通いの場」に上記の説明を追記いたします。</p>	B-5
11	【37ページ】 第2章 川西市の高齢者 を取り巻く現状 4. 各種調査結果から見た 現状 (2) 在宅介護実態調査 の結果	<p>◇ミスプリ？</p> <p>37P の■調査内容 のところで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族等による介護の頻度 が同じものが2つあります。 	ご指摘のとおりです。重複している箇所を削除いたします。	B-6

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	<p>【44ページ】 第2章 川西市の高齢者を取り巻く現状 4. 各種調査結果から見た現状 (3) 関係団体等意向調査の結果</p>	<p>○44P・・・地域で支援が必要な人の情報の共有方法、連携について ・地域で暮らす認知症の人等への支援のネットワーク、連携のあり方について 支援の中心は地域包括支援センターや社協、介護保険事業所、ケアマネジャーなどが想定されていますが、現実の大きな課題は、近隣住民や地域で福祉活動に携わるボランティアなど住民との情報共有、連携のあり方です。その大きな壁は「個人情報の共有」、「個人情報保護」の両立の課題です。専門機関や専門職同士の情報共有はこの点問題になりませんが地域住民との共有、協働がとても重要であるにもかかわらずこの壁が立ちほだかかってうまくいっていません。 ・これからは、日ごろの見守りやちょっとした困りごとの際の支援などに関わる地域住民との連携協働がとても大事です。この点の最低限の情報共有のあり方、ルールを作って関係機関と専門職、民生委員、地域住民が本当の意味で連携協働ができるように取り組んでいただきたい。そうでなければ、せっかく住民が気にかけていても協力が得られないこととなります。地域での見守りも地域共生社会づくりもスローガンで終わってしまいます。本気で地域と一緒にって見守りや支え合い活動を行い、地域共生社会を作っていこうとされるのならこの点の前向きな姿勢を計画に反映していただきたいと思います。このことは、81P、基本目標2の地域で支え合う～85P地域ケア会議の充実と地域課題への対応とも深く関連してきます。</p>	<p>民生委員・児童委員には守秘義務が課されており、個人情報を保護することが求められておりますが、高齢者の地域生活を支えるためには、様々な関係機関や近隣住民との情報共有も必要不可欠となります。 地域ケア会議などの個別支援会議では守秘義務を課すほか、地域課題を検討する会議においては個人情報を秘匿した上で地域に共通する課題を検討するなど、法の趣旨にのっとった上で、ご本人及び地域の課題が解決できるよう取り組みを進めております。</p>	B-7

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
13	【50ページ】 第2章 川西市の高齢者 を取り巻く現状 5. 日常生活圏域の状況	<ul style="list-style-type: none"> 概ね中学校区のデータなどが記載されています。できれば、と言うより是非、小学校区別のデータなどの整理記載をお願い致します。 なぜなら、川西市の場合の日常的な地域活動の圏域はおおむね小学校区です。 コミュニティ組織も地区福祉委員会もそうです。地域の事情や特性は小学校区毎にかなり異なります。中学校区のデータでは、小学校区毎のデータや状況が把握できず、実態を正確に把握し理解しにくいため地域活動に活かさないからです。 	<p>地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内の日常圏域に、医療・介護などの支援体制を構築していく必要があり、本市においては中学校区を日常生活圏域として7つの圏域を定めていることから、中学校区ごとのデータを記載しております。</p>	B-8
14	【50ページ】 第2章 川西市の高齢者 を取り巻く現状 5. 日常生活圏域の状況	<ul style="list-style-type: none"> そのことに関連して根本的に「日常生活圏域」の理解、設定のあり方を川西市の実体に合わせて見直していただきたいと思えます。国がモデルとして示す日常生活圏域は、地域包括支援センター設置圏域を想定したいわば制度上のモデル提示です。各市町、地域によって状況は違います。地域の住民が実際に暮らしと行動の範囲、日常生活圏域として意識するのは“小学校区”です。「中学校区」にこだわらずに川西市の地域事情に即した日常生活圏域に見直していただくことをお願い致します。 川西市が先駆的に設けた「地域分権制度」は、概ね小学校区に設置されているコミュニティ協議会が活動主体となっています。ちなみに川西市のコミュニティ組織・活動は昭和50年代後半から取り組まれている他市に優れたしくみです。また、川西市社協が昭和50年代初めから取り組んでいる小地域での住民主体の地域福祉活動の圏域も昭和58年度までは中学校区でしたが平成3年度からは小学校区に統一して今日まで活動を実践してきています。このことから川西市で根付いている地域活動の基盤圏域は中学校区ではなく小学校区なのです。 日々苦勞しながら実践している地区住民が、市の認識との違いからストレスを感じることなく気持ちよく活動できるよう日常生活圏域の見直しをお願い致します。 	<p>地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内の日常圏域に、施設整備を含め、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される体制を構築していく必要があることから、本市においては中学校区を日常生活圏域として7つの圏域を定め、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。</p>	B-9

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
15	<p>【72ページ】 第4章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいきと暮らす ～介護予防と健康づくり の推進～</p>	<p>・ここで取り上げられている事業は全て市及び地域包括支援センター事業に関してのみ取り上げ評価されています。「介護予防事業」「一般介護予防事業」については、各地区福祉委員会で行われているサロンやカフェ他各種の集い、居場所づくり、趣味活動なども一般介護予防事業に該当するものと理解していますが、この点には、全く触れられていないのは残念です。特に新総合事業で示されている「一般介護予防事業」は、「きんたくん健幸体操」や「いきいき百歳体操」など官製の事業ばかりではなく、日々地域で地道に取り組まれている地区福祉委員会の事業もしっかりと視野に入れた現状分析と評価、方策であってほしいものです。</p> <p>・ちなみに、各地区福祉委員会で取り組まれているサロンやカフェ、○○の集い、○○の会は、参加者の多くが高齢者です。開催頻度は地区によって年数回から月1回～2回、週1回などまちまちですが、市社協の平成31年度の活動報告によると、高齢者対象の関連事業は、延べ2649回開催され、延べ66564人の人が参加しています。また、お世話をしている地区の役員やボランティアの人も多くが高齢者です。その数は、役員が222名。ボランティアが789人、2691回、延べ活動者は3287人となっています。地域の役員やボランティアは、日常的に動く回数も多く活動されています。これらの活動が、立派に社会参加や介護予防になっているということを理解していただきたいと思えます。今回の計画(案)全体の文脈からは、これらのことが殆どと言ってよいほど抜け落ちているように思えます。この点の再認識を心から希望します。</p> <p>・このことは、認知症や障がいを持つ人など生きづらさを抱えた人が地域の人とつながってその人らしく暮らせることを目指す“地域共生社会づくり”に欠かせない要素となります。その点でも、地域の福祉活動を再認識いただきたく思えます。</p>	<p>地域活動等の社会参加が高齢者の介護予防の側面を有することはご指摘のとおりですが、介護予防事業として計画に位置づけるためには、保健師やリハビリテーション専門職などが一定の関わりを持ち、対象者の特性や活動の頻度、活動を行う環境等を踏まえ、効果的な介護予防活動となるよう検討を加えたものであることが求められると考えております。</p>	B-10

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
16	【72ページ】 第4章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいきと暮らす ～介護予防と健康づくり の推進～ 「現状と課題」	65歳から任意ではなく、健康診断を義務づけ、3歳児検診のように受けていない人がいれば保健師さんの訪問があるなど。	高齢者の各種健診制度は任意ではあるものの、各保険者が受診率向上のための取り組みを行っております。 本計画では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」として、自らがフレイル状態にあっても気づかない高齢者を早期に把握し、疾病予防や介護予防に対する気づきと動機づけにつながるような取り組みを進めてまいります。	C-1
17	【72ページ】 第4章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいきと暮らす ～介護予防と健康づくり の推進～ 「現状と課題」	学校の空き教室を利用した健康に関する事、予防に関する事など、常時受けられる様な教室。そして、お昼には給食を一緒に食べるなど。	ご意見のような常設型の介護予防拠点に関しては、その必要性を含め、今後検討してまいります。	C-2
18	【76ページ】 第4章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいきと暮らす ～介護予防と健康づくり の推進～ (1) 効果的な介護予防 事業の展開 ④住民主体の介護予防活 動の育成・支援	いきいき百歳体操の普及。	「きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>」を広く市民に知っていただくために、DVDの希望者への配付のほか、ホームページや動画配信サイトを活用した周知を継続して実施してまいります。	C-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
19	<p>【80ページ】 第4章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいきと暮らす ～介護予防と健康づくり の推進～ (3) 介護予防・生活支 援サービス事業の推進</p>	<p>・生活支援サービスについて・・・要支援者が地域でつながってその人らしく暮らしていけるためには、基本として介護保険サービス等の公的な福祉・医療のサービスが重要です。それと併せて、見守りや軽易な生活支援もなくてはならない支援サービス(活動)です。市内では、各地区福祉委員会で地域ボランティアが組織されていて買物支援や通院の付き添い、家の掃除片づけ、ゴミ出しなどの支援が行われています。買物支援では週1～2回、ゴミ出しでは週2回以上の支援もされています。公的なサービスのように定期的でないもの、頻度が少ないものもありますが、要支援者の生活支援の一翼を担っていることは事実です。</p> <p>・近年ではボランティア活動も全くの無償と言うのではなく利用する人も活動する人も一定の利用料であったり、活動報奨の供与が行われるようになりました。その方法の方が利用する側にしても支援する側にしても長続きするとの判断からです。市内でも地区福祉委員会のボランティアグループ活動としてまた、生活支援活動としていくつかの地区で有償制による何らかの生活支援活動が行われています。この計画では、こうした地域の実体把握がされているのでしょうか？こうした活動への評価はされているのでしょうか？</p> <p>・本市の生活支援体制整備事業を充実させていくためには、通所型・訪問型の場合、要支援者が何人以上とか回数が何回以上であるとかの一定の基準があるとは思いますが、そこまでのサービスの安定性や公共性がなかったとしても、地域で住民同士ができる精一杯の取り組みを評価し、大事にし育てていくことが地域で暮らす要支援者の安心と自分らしい暮らしの継続につながるものと思います。こうした取り組みについても市としてしっかりと直視していただきたいものです。</p>	<p>各地域において、さまざまな生活支援活動等が行われていることは認識していますが、本計画に位置づけている生活支援サービス等は介護保険事業の一環として行われるものです。</p> <p>このため、利用者保護の観点から、継続的・安定的に提供されることが求められることから、一定の基準を満たすものについて、介護保険事業から財政拠出を行う仕組みとする必要があると考えております。</p>	B-11

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
20	<p>【81ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～ 「現状と課題」 〈生活支援体制整備〉</p>	<p>・協議体について・・・第1層の協議体についての説明あり。「介護保険運営協議会」の「生活支援体制整備部会」が第1層の協議体として位置づけされている。一方で第2層協議体については、「概ね小学校区に組織されています。」と、のみ記され実施主体が明記されていません。これはどうしてでしょうか？第1層と同じように主体を明記していただきたいと思います。第1層の実施主体の説明と同じように例えば、概ね小学校区に設置されている市社協の地区福祉委員会役員会や福祉ネットワーク会議を主体として設置されている。とか。そうでないと日々頑張っている地区福祉委員会の人達は、無視されたようで、全く評価されていないようで悲しくやりきれない気持ちになります。この点、是非改善をよろしくお願い致します。</p>	<p>第1層の協議体は、市の附属機関である川西市介護保険運営協議会の部会として位置づけていますが、第2層の協議体は、生活支援体制整備事業のなかで新たに設置されたものだけでなく、各地域における既存の会議を活用したものや、不定期に開催されているもの、取り扱うテーマにより参加メンバーが変わるものなど、地域の実情に応じてさまざまな形式で開催されていることから、「組織されています」と記載しています。</p>	B-12
21	<p>【82ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～ (1) 地域課題を踏まえた生活支援体制の整備 ①支えあいの地域づくり</p>	<p>各地区福祉委員会は介護予防に大きく貢献しているサロン、カフェ等に取り組んでいますが、その事についてもふれられていません。何事においても一番地域の事を理解している社協や地区福祉委員会の活動を理解し、意見を聞く場を設けてほしいと切に願います。最後に第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域に1名ずつ配置をめざすと記載されているが、現在社協に第2層生活支援コーディネーターと位置付けているのは1名のみです。早急に人員を増やしてほしいです。</p>	<p>地区福祉委員会の活動については、上位計画である「第5期川西市地域福祉計画」に記載しています。また、情報交換については、地区福祉委員会連絡会への参加など機会をとらえて実施しています。 なお、第2層生活支援コーディネーターについては、本計画において日常生活圏域ごとに1名ずつ配置することをめざし、段階的に増員を進めることとしており、令和3年度に1名増員する予定です。</p>	D-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
22	<p>【82ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう ～地域共生社会の実現に 向けた地域包括ケアシス テムの強化～ (1) 地域課題を踏まえ た生活支援体制の整備 ① 支えあいの地域づくり</p>	<p>日頃の地域活動事例を通じての意見 明峰小地区福祉委員会では昨年7月より訪問型生活支援活動として有償ボランティア「たのみ隊」を立ち上げました。 わずか半年ですが、利用は100世帯、延回数は270回、ボランティア人員61名に及んでいます。 ※この活動は本計画P82「地域の実情に応じた支え合いの地域づくり」そのものと考えています しかし、立ち上げには多くの壁がありました。 ① 「たのみ隊」は当初第2層協議体の議題となったが議論がかみ合わず中断。 その後も第2層協議体は開催されていない(誰が主催なのかも不明) ② コミュニティ協議会は市からの説明を受けていないとの理由で後援に消極的。 ③ 社協の支援も不十分(協議体の運営、コミュニティとの調整など)。 結果、地区福祉委員会単独で立ち上げ、支援なき地域活動を強いられました。 日常生活圏にP83「生活支援コーディネーターが配置」されていれば、もう少しスムーズな立ち上げになったと思います。 早期に増員を図っていただき、市・社協・地域が一体となって活動できることを望みます。</p>	<p>本計画では、第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名ずつ配置することをめざし、段階的に増員を進めることとしており、令和3年度に1名増員する予定です。</p>	E-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
23	<p>【82ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～ (1) 地域課題を踏まえた生活支援体制の整備 ①支えあいの地域づくり</p>	<p>◎次期介護保険事業計画（案）における、生活支援・介護予防推進には、地区福祉委員会活動の役割が欠かせないため、その視点を中心にした提案・意見としたい。</p> <p>計画の柱は、「地域包括ケアシステムを基盤とした地域共生社会」の実現にあると考える。特に地域課題を踏まえた「地域包括ケアシステム」における生活支援・介護予防の推進は、市社協と連携しながら取り組んでおり、今後更にそれが重要になると思うが、示された計画（案）からは、地域の課題を最も把握している筈の地区福祉委員会との連携・協働の視点が感じ取れない。</p> <p>また、日常的なその活動が、地域福祉の充実に対し大きな役割を担っている地区福祉委員会の、組織や活動のレベルアップを全市的に図ることが喫緊の課題であり、行政・社協・地区福祉委員会との、より緊密な連携を早急に進める必要性を痛感している。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、83ページの「生活支援コーディネーターの配置」において、地区福祉委員会などとの連携・協働の視点について追記します。</p>	F-4
24	<p>【82ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～ (1) 地域課題を踏まえた生活支援体制の整備 ①支えあいの地域づくり ・協議体の運営</p>	<p>①支えあいの地域づくり ・協議体の運営でも同じです。第2層の実施主体を明記していただきますようお願いいたします。</p>	<p>第2層協議体は、生活支援体制整備事業のなかで新たに設置されたものだけでなく、各地域における既存の会議を活用したものや、不定期に開催されているもの、取り扱うテーマにより参加メンバーが変わるものなど、地域の実情に応じてさまざまな形式で開催されていることから、「組織されています」と記載しています。</p>	B-13

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
25	P. 83 第4章 施策の展開 基本目標 2 地域でつながり支えあう ～地域共生社会の実現に 向けた地域包括ケアシス テムの強化～ (1) 地域課題を踏まえ た生活支援体制の整備 ①支えあいの地域づくり ・生活支援コーディネ ーターの配置	第2層の生活支援コーディネーターの配置について ～日常生活圏域に 1名ずつの配置を目指して～ この点では、「〇〇年度までに」という目標年度を明記して市の本気度 を表明して欲しいと思います。そうでないとスローガンに終わりがねま せん。これからいろいろな面でますます地域福祉活動が重要となりま す。現在の社協の職員体制ではまなりません。市の財政も非常に厳し いことは分っていますがこれからのことを考えると、ここにしっかりと 投資をしておくことが10年、20年先の川西市を輝かすことになりま す。この点は市の役割としてしっかりとした基盤整備の推進を図ってい ただきたいです。(第2層の生活支援コーディネーターの配置につ いては、中学校区の7圏域=7人でも可。)	本計画では、第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名ずつ配置するこ とをめざし、段階的に増員を進めることとして おり、令和3年度に1名増員する予定です。 なお、増員によって実現した成果等を検証、 分析し、事業効果を明確にする観点から、段階 的に増員を進めることとしております。	B-14
26	P. 83 第4章 施策の展開 基本目標 2 地域でつながり支えあう ～地域共生社会の実現に 向けた地域包括ケアシス テムの強化～ (1) 地域課題を踏まえ た生活支援体制の整備 ①支えあいの地域づくり ・生活支援コーディネ ーターの配置	○第2層生活支援コーディネーターの増員について 計画(案)では、時期の明示が無く、段階的な増員となっており具体性 に欠ける。例えば「3年間で」の目標達成など、具体的な記述があれ ば、ともに前進するため地域側からの意欲向上にも繋がると考える。 それぞれの地域事情に即した課題を掘り下げ、施策に繋げるために は、地区福祉委員会と共有し活動を進めることが不可欠で、介護予防へ の役割・貢献が期待出来る。市内全域での地域力アップは、今後の大き な課題であり。早急な取り組みが肝要。そのためには専門職のリーダー シップが不可欠である。	本計画では、第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名ずつ配置するこ とをめざし、段階的に増員を進めることとして おり、令和3年度に1名増員する予定です。 なお、増員によって実現した成果等を検証、 分析し、事業効果を明確にする観点から、段階 的に増員を進めることとしております。	F-5

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
27	<p>【83ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう ～地域共生社会の実現に 向けた地域包括ケアシス テムの強化～ (1) 地域課題を踏まえ た生活支援体制の整備 ②担い手養成の推進</p>	<p>人材確保 一人として社会に参加する人が少ない</p>	<p>本市では、「担い手養成研修」の修了者を対象に交流会を開催し、事業者への就労だけではなく、市社会福祉協議会と連携し、地区福祉委員会の活動内容を紹介するなど、一人でも多くの高齢者ができる範囲で支え手になっていただけるよう努めています。</p>	A-1
28	<p>【84ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう ～地域共生社会の実現に 向けた地域包括ケアシス テムの強化～ (2) 地域包括支援セン ターの機能強化 ①地域包括支援センター の運営と評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括センターに施設入所などのコーディネートを専門的に行う専門職の配置を。住民数からすると10人は必要だと思う。 ・ 人間の尊厳を基本に緊急に対応できる様な包括の充実を目指す。 	<p>複合化する課題への対応力強化や効果的な介護予防事業の推進を図るとともに、介護予防支援事業（介護予防ケアプランの作成、給付管理等）を適切に実施することのできる体制を整備するため、地域包括支援センターの人員配置基準を見直し、令和3年度から増員する予定としております。</p> <p>また、施設入所に関しては、相談内容に応じ適切な相談窓口につなぐなど、必要な支援を行ってまいります。</p>	C-4

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
29	<p>【85ページ】 第4章 施策の展開 基本目標2 地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～ (2) 地域包括支援センターの機能強化 ②地域ケア会議の充実と地域課題への対応</p>	<p>・前にふれましたが、改めて日常の地域住民の見守りや支え合いを推進するためにも関係機関や専門職・民生委員だけの連携、情報共有ではなく近隣者・地域住民が安心して参画でき要支援者が地域とつながった中で、できるだけその人らしく暮らせるようにしていく必要があります。この点（連携と情報共有）の一步踏み込んだ前向きな方策、計画を打ち出していきたいと思ひます。</p>	<p>介護保険法では、支援が必要な高齢者について、関係者間で適切な支援策等を話し合う「地域ケア会議」という仕組みが設けられています。同会議では、個人情報に関する誓約書を取りかわすことで、必要な情報を共有することができるようになっています。</p>	B-15
30	<p>【95ページ】 第4章 施策の展開 基本目標3 認知症になっても自分らしく暮らす～認知症施策の充実～</p>	<p>共生と予防の両輪で認知症の人を支える仕組みづくり・・・この点も、上記の取り組みと同じです。認知症になっても日々暮らす地域で近隣や地域住民の理解とつながり、居場所があつて見守られ何かあつたら支え合い、必要に応じて地域包括などの専門機関につなぐ仕組みを何とか作りたいものです。・・・計画方策の中に、関係機関や専門職、当事者家族だけの取り組みやしくみではなく、しっかりと地域住民を位置付けた考え方、仕組みにしていきたいと思ひます。そうでないと、認知症の人・家族は地域との関係が切れた中で暮らすこととなります。それでは“自分らしく暮らす”ということにはならないのではないのでしょうか？</p> <p>・専門機関や専門職だけがいくら頑張つても日常的な頻度の高い見守りはできません、日々のちょっとした変化にも気づきやすいのは近隣、地域住民です。地域とつながつて居場所があつて暮らすことができれば、関わる住民の認知症に対する理解も広がり、当人の認知症の進行を少しでも遅らすことにもなります。地域住民と本気で見守り支え合うことのできる地域づくり、地域共生社会づくりを目指しましょう。</p>	<p>現在、各地域で認知症サポーター養成講座を実施していますが、今後は、サポーターの方々が正しい理解を得たことを契機に、活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごと等の支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組みとして、本計画では、「チームオレンジ」を立ち上げることとしております。</p>	B-16

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
31	【102ページ】 第4章 施策の展開 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～ 「現状と課題」	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでも各地区で取り組まれているサロンやカフェなどのことは一切触れられていません。しっかりと地域で行われている住民主体の活動を見てやってください。評価してやってください。これらの活動がどれだけ効果があるか、貢献しているかお金では計ることができないくらい大きな意味のあることだと思います。直視してください、お願いいたします。 	<p>高齢者に対する計画であります、市の事業に特化して記載しております。地域の取り組みについては、5年ごとに改定しております「川西市地域福祉計画」に記載しており、川西市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」とともに、令和4年度に改定を予定しております。</p>	B-17
32	【102ページ】 第4章 施策の展開 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～ 「現状と課題」 <交流拠点の充実>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案では、老人福祉施設や特養の地域交流センターなどの公的な拠点での公的事業のみにふれていますが、先に述べたようにカフェやサロンは市内各地で、共同利用施設や自治会館、コミュニティ会館などいろいろな施設、拠点で取り組まれています。こうした地域の全体状況を見ていただきたいと思います。 ・地域によっては活動拠点の確保に支障があって十分な交流活動ができないところもあります。特に南部の共同利用施設を活用している地域では、今後の市の計画では取り壊しがされると聞き及んでいます。身近なところで気軽に日常的に、高齢者が集まることができて交流できることがとても重要です。地域活動拠点の重要性に目を向けていただき、特に南部の拠点維持、確保に市の関係部署と力を合わせて取り組んでいただきますようお願い致します。 	<p>活動拠点を確保することは、地域の中で閉じこもりがちな高齢者の孤立化を防ぎ、生きがいと仲間づくりにつながることから、地域の実情を踏まえながら関係課との連携を図っていきます。</p>	B-18
33	【104ページ】 第4章 施策の展開 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～ (1) 高齢者の生きがいづくりの推進	<p>○高齢者の生き甲斐づくりの推進 交流活動の拠点提供や、高齢者の活動を充実させる取り組みなどが掲げられているが、その殆どが受け身で、従来型の域を踏襲しており、健康で意欲的な高齢者活用の視点に乏しい。 その活用が、次期介護保険事業に必要な施策の補完機能としての役割や、人材不足対策、また積極的な高齢者の生き甲斐づくりにも繋がるとする提案は、全く活かされていない。</p>	<p>各地域で、福祉活動の担い手不足や高齢化が喫緊の課題となっています。支え合いの地域づくりや人材確保の取り組みを進め、地域には生活支援コーディネーターを配置するなど生活支援体制を整備していきます。</p>	F-6

意見番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
34	<p>【113ページ】 第4章 施策の展開 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～ (5) 在宅高齢者支援の充実</p>	<p>民生委員は厚生労働大臣から委嘱された身分、準公務員。地区の福祉委員の活動に参加する事を要求するには無理がある。別枠で考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者 ・寝たきり高齢者 ・高齢者夫婦世帯 ・障害者世帯 <p>これだけの人を民生委員が状況把握、情報提供、サービス調整</p> <p>民生委員は福祉委員であるにかかわらず、あまりの地域の福祉活動が見守りとかけ離れているので、民生委員は別枠でもっと任務が軽くなるように条約の中で守るべきだ。</p>	<p>民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、兵庫県の非常勤特別職に位置づけられています。一方で、地区福祉委員は川西市社会福祉協議会が委嘱しております。</p> <p>よって、民生委員・児童委員が福祉委員を兼務することは任意であり、強要されるものではありません。地域の実情に応じて活動いただきますようお願いしております。</p>	C-5
35	<p>【114ページ】 第4章 施策の展開 基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～ (5) 在宅高齢者支援の充実 ③高齢者の外出支援</p>	<p>高齢者は元気で活動するのに移動するのが不便</p>	<p>今後、人口の減少や高齢化が顕著である地域においては、高齢者の移動手段の充実に向けた検討を行います。</p>	A-2
36	<p>【126ページ】 第4章 施策の展開 基本目標5 介護が必要になっても自立した生活を営む～介護サービスの充実と適正な運営の確保～ (2) 介護保険事業の適正な運営</p>	<p>利用者の自立支援に適正で良質のサービスをお願いします。</p>	<p>介護給付適正化事業の推進や介護度改善インセンティブ制度の創設を通じ、高齢者の自立に資する質の高い介護サービスが提供されるよう努めていきます。</p>	A-3